

# 社会福祉法人周山会

## 次世代育成支援対策・女性活躍推進行動計画

職員が、さらに能力を発揮し活躍できるよう、仕事と生活の調和がとれた働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を策定する。

### 1 行動計画期間

令和2年1月1日～令和4年12月31日までの3年間

### 2 目標

- ① 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈取組内容〉

令和2年1月～相談体制の整備、諸制度の情報収集

令和2年4月～諸制度の周知・情報提供

- ② 年次有給休暇の取得日数を1人平均10日以上とする。

〈取組内容〉

令和2年1月～取得状況の把握

令和2年4月～計画取得、管理職による率先取得等

- ③ 非正規職員を1名以上正職員に転換する。

令和2年1月～希望把握、上司による推薦、選考の実施